

(続紙 1)

京都大学	博士（経済学）	氏名	南 聡一郎
論文題目	フランスにおける持続可能な都市交通政策 ー交通財政・交通経営を中心にー		
(論文内容の要旨)			
本論文は、持続可能な都市交通政策の先進事例として世界的に名高いフランスの都市交通政策について、とりわけ交通財政と交通経営に着目して詳細に分析し、その意義と含意を明らかにした労作である。本論文は、以下に示す6つの章および巻末の付録から構成される。 第1章では、持続可能な都市交通の基本的な内容に関して、交通権の保障と環境保護という観点から把握し、その具体化を図るために必要な都市交通財政システム、都市交通計画制度、都市交通経営システムが検討され、その定義が述べられる。 第2章では、フランス交通法典の内容と意義が紹介され、それに基づくフランス都市交通政策の全体像が明らかにされる。フランスの都市交通政策は、個別に見ても優れた制度や仕組みがありその紹介がなされることが多いが、総合的かつ包括的なシステムであることに特徴であると指摘される。交通計画が要となり、交通財政・交通経営・住民参加という3つのサブシステムが目標の達成を担保するシステムになっていることが明らかにされ、総合的な交通制度の核となる交通法典の意義と役割が確認される。 第3章では、フランスの交通財政を中核的に支える交通負担金制度の始まりとその後の歴史的経緯が確認され、制度史の特徴と制度の役割が分析される。章の前半部では、法制度上の規定の変遷がその意図と合わせて紹介され、制度の発展史として整理される。それをふまえて後半部では、既往研究では紹介・分析されていなかったシラク・サルコジ政権下での制度改革とその意義が解明される。交通負担金制度は自治体の裁量で用途を決定できる財源調達手段であり、大都市の軌道系交通インフラ投資財源、大都市の運賃低廉化の財源、過疎地域の路線維持の財源という3つの異なる役割を持つことが示される。交通負担金制度は当初は地下鉄の建設財源調達制度として発足したが、近年では地方環境税としての性格を徐々に帯びるようになり、交通法制の改革にあわせて課金する対象が拡大されるとともに制度の性格が変化していったことが解明され、制度史の特徴づけが行われる。 第4章では、補助金制度の効果や問題点が検討され、それを媒介にして、フランスの都市交通経営と市場の実態が分析される。その背景には、経営規律と両立する補助金交付はありうるか、補助金交付が交通市場や競争状態に及ぼす影響は何か、といった問題意識があることが説明される。フランスの都市交通経営は経営の効率性を重視し、官民パートナーシップ（PPP）による民間委託が中心であるが、地方分権により都市自治体に交通事業の許認可権限が譲渡されている。多くの都市が上下分離、定額補助金制、入札制と有期の運行契約を採用しているため、フランスの都市交通補助は競争的補助金と呼べる制度になっていることが示される。競争的補助金制度による入札競争に伴って、大手交通企業の大幅な統廃合が行われた経緯が紹介され、PPPによる入札を通じた競争的補助金制度を導入すれば、補助金交付による経営弛緩を避け、			

競争状態をつくりだせると結論づけられる。

第5章では、フランスと同様にサステイナブルな都市交通を目指す都市交通計画制度が導入されているイギリスとの制度間比較が行われる。両国とも交通権と環境保護を目的とした都市交通計画制度という点では共通するものの、両国の財源制度は異なることが示され、イギリスとの間で制度の設計や運用を比較することで、フランスの都市交通制度の意義と特徴が明らかにされる。イギリスの交通政策において先進事例としてしばしば紹介されるロードプライシングに関する評価も行いつつ、都市交通財源の選択問題に関して実例からの経験に基づく論点が提示される。

第6章では、都市交通制度・政策に関するフランスの事例が、サステイナブルな都市交通政策という新たなパラダイムを確立する上で貢献した事項として整理され、サステイナブルな都市交通政策研究の結論とされる。

巻末付録には、フランス交通法典の抄訳が収録されている。

(論文審査の結果の要旨)

フランス交通政策は、2010年12月に発効した交通法典において、交通権の保障を謳い、環境保護が交通政策の最優先課題であると明記していることもあって、サステイナブルな都市交通政策の先進事例と考えられてきた。しかし、既往研究においては、その個別的な政策の分析や断片的な事例紹介にとどまり、サステイナブルな都市交通政策を可能にする交通計画、そして交通財政や交通経営を全体として整合的に分析・理解するという課題は残されていた。それに対して、本論文の著者は、独立採算制とは異なるフランス都市交通政策・経営に関して、それを支える財政と計画のシステムと合わせて包括的かつ体系的に解明し、当該分野の今後の研究にとって共通の基礎になるべき成果を上げた。このことは本論文の基本的な特徴であり、高く評価されるべき学術的功績である。

以下、本論文の主たる学術的貢献を示せば、以下のとおりである。

第1に、サステイナブルな都市交通を実現する政策体系を、サステイナブルな交通を理念としている交通法典を持つフランスを事例に、都市公共交通の計画、経営、財政のトータル・システムとして、その機能や役割を明らかにしたことである。従来のフランス交通政策研究に欠けていた政策の理念、制度、実態の総合的な分析を行った点で評価できる研究成果であるとともに、サステイナブルな都市交通を理念のレベルから政策や制度に具体化する上で多くの示唆が得られており、交通政策論にとっても貴重な学術的貢献として評価できる。

第2に、40年間にわたる交通負担金制度の変遷を丹念に追跡・分析し、当初地下鉄整備のための緊急財源措置として出発した制度が、その対象範囲を拡大し税率を上げていく中で、交通政策目的の変化に応じて、制度の性格と機能が変化してきたことを描き出したことである。40年間にわたる制度の試行錯誤自体が貴重な実践例であり、その事後評価は交通政策論にとって不可欠な課題であった。制度が複数の政策目的を持つように変化してきており、果たして理論的に見ても他の財源調達手段と比較して優れた制度と評価してよいか等解明すべき課題は残るけれども、制度が持続・発展した背景や原因を明らかにしたことは、貴重な政策的含意が導出されただけでなく、今後の研究の基礎を構築した研究として評価されよう。

第3に、交通経営における運営費補助制度が、通説とは異なり、経営規律や経営効率化へのインセンティブと両立することを事例的に示したことである。フランスの都市公共交通制度では、いわゆる官民パートナーシップ制度の下で、運営費補助制度が恒常的制度として導入されている。運営費補助は財政を弛緩させると考えられがちであるが、運営費補助制度自体が入札を通じた競争的補助金獲得制度であることなどの制度設計上の工夫と、地方分権化により都市自治体が事業認可権を持ち自由に事業者を選べるようになったため事業者間の競争が増したことが、主要な理由として挙げられている。運営補助金制度も政策的工夫や制度設計によって通説的弊害を克服できることを示した点は、都市交通政策や経営への示唆に加えて今後の理論的分析も触発し貴重な学術的貢献として高く評価できる。

第4に、フランスの都市交通制度の包括性や総合性を、都市圏交通計画が目標を定義し、交通財政、交通経営、住民参加の3つのサブシステムが目標の実現を担保する構造になっていることを明らかにし、定式化したことである。交通政策は総合的で整合的でなければ効果が挙げにくい。総合性や整合性を担保する1つの方法は、社会的合意を基礎におくことであるけれども、そのための協議プロセスなどフランス交通政策から得られる示唆は少なくない。

以上、フランスの持続可能な都市交通政策研究から得られた成果は貴重であるけれども、都市自治体が税率決定権を持つことが企業立地に及ぼす影響、交通負担金制度の租税としての根拠論、そして何よりも事例分析の結果から得られる理論的示唆は何か、など残された課題も少なくない。しかし、これらは今後の研究上の課題ともいうべきもので、著者が丹念な資料収集と緻密な実態調査に基づいて行った、フランスにおける持続可能な都市交通政策研究と、そこから引き出された政策的含意の学術的意義を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成24年12月25日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。